

# 市民課からのお知らせ

問い合わせ先 困市民課 30-6-1  
11番 FAX 2122200番

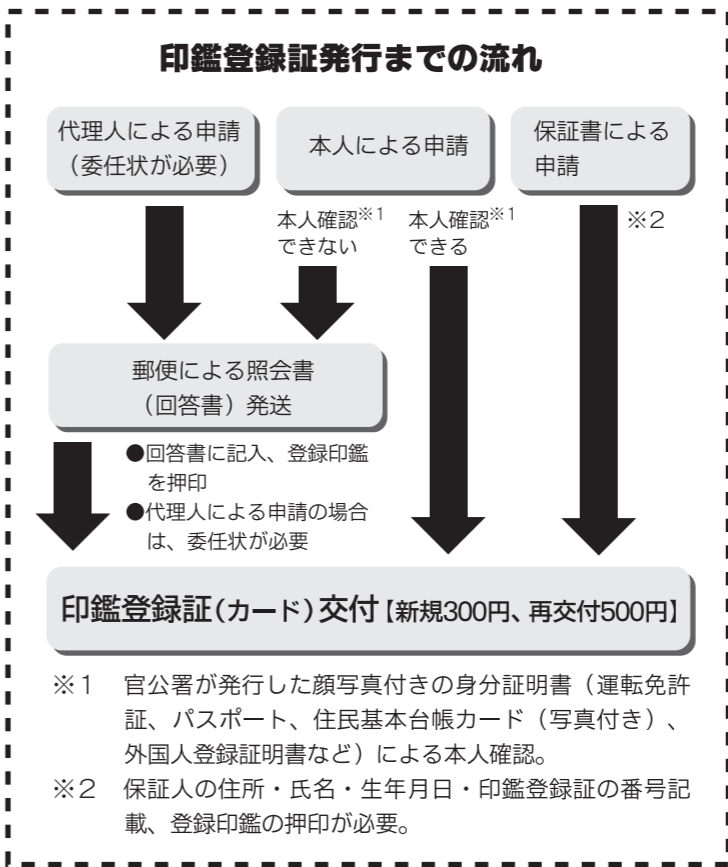
## 住民基本台帳カード 無料交付期間中です

- 申請には、本人確認ができるもの（最新の住所記載の運転免許証、パスポートなど）が交付された顔写真付きの公的証明書で有効期限内のもの）と、写真付きを希望する場合は6か月以内に撮影した証明書用写真（縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景、カラー・白黒どちらでも可）を1枚持参してください。
- 本人確認ができない場合、または、代理人に手続きを依頼する場合は、本人あてに照会文書を郵送して本人の意思確認を行いますので、即日交付はできません。
- 写真付きを希望する場合は、申請時またはカード受領時に必ず本人が窓口にお越しください。
- 申請には、本人確認ができるもの（最新の住所記載の運転免許証、パスポートなど）が交付された顔写真付きの公的証明書で有効期限内のもの）と、写真付きを希望する場合は6か月以内に撮影した証明書用写真（縦4.5cm×横3.5cm、正面・無帽・無背景、カラー・白黒どちらでも可）を1枚持参してください。
- 本人確認ができない場合、または、代理人に手続きを依頼する場合は、本人あてに照会文書を郵送して本人の意思確認を行いますので、即日交付はできません。
- 写真付きを希望する場合は、申請時またはカード受領時に必ず本人が窓口にお越しください。

## 印鑑登録の手続きについて

印鑑登録は、私人の権利関係を印鑑証明書によって公にしようとするために、その印鑑の印影を市に備えつけている印鑑簿に登録することです。印鑑登録をすることができず、彦根市の住民基本台帳または外国人登録されている人（15歳未満の人または被成年後見人は除く）です。登録できる印鑑は、一人につき1個です。

交付手数料 300円。ただし、紛失などによる再交付には手数料500円が必要



- ▼職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの
- ▼ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ▼印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- ▼印影を鮮明に表わしにくいもの
- ▼その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

## 連載企画「発見彦根の文化財 第8回」 「金亀会館」をご寄付いただきました

中央町にある「金亀会館」は、彦根藩校の唯一現存する建物として彦根市指定文化財となっています。これまで本願寺の金亀教堂として宗教活動に利用されてきましたが、今回、本願寺から彦根市にご寄付をいただきました。彦根市では、藩校教育の殿堂として大切に守り伝えるため、「歴史まちづくり法」に基づく事業補助を得て建物修理に着手します。この「金亀会館」をご紹介します。

年（1830）、12代井伊直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り入れるなど、藩校の改革を実施します。明治4年（1871）の廃藩置県により廃止されるまで、弘道館は藩士教育に多大な成果をあげました。この間、儒学者の龍草蘆や、直弼の開国論に大きな影響を与えた中川祿郎、国学者のちに直弼の腹心となる長野義言など、優れた教授陣も輩出しています。

陣がさまざまな講義をしたこととでしょう。弘道館には、講堂のほかにも剣術・槍術・弓術・馬術などを習う施設や、諸学を学ぶ学寮が建っており、敷地面積はおよそ6,000㎡ほどあります。金亀会館は、現在、建物調査を実施していますが、今後、保存のための修理を行い、修理の完成の後には、藩校の姿を留める唯一の建物として、



▲現在の弘道館の建物内部

### 藩校「弘道館」

江戸時代、とくに後半になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の機運が盛り上がり、各地で藩校が設立されました。彦根藩でも寛政6年（1794）に11代井伊直中のもとで藩校設立が決議され、同9年には城下第2郭の地（現在の彦根市立西中学校運動場辺り）に起工、同11年、藩校稽古館として開校しました。

### 金亀会館

金亀会館は、藩校弘道館の講堂を大正12年に中央町の現在地に移築した建物です。講堂は、中央に「本堂」、周囲に「庇」、さらに前後には「孫庇」を設け、正面中央に切妻屋根の玄関を付けています。後ろの孫庇の中央は1段高くして「仏間」に利用されています。器などが置かれる空間ではなく、講堂を用いて、多くの教授



▲現在の弘道館の建物

## 皆々へのお願い

困教育委員会文化財課では、弘道館ゆかりの資料を探しています。今後の修理や活用の参考資料にしたいと考えています。ご存知の人は文化財課までご連絡ください。

問い合わせ先 困教育委員会  
文化財課 ☎26-5833  
☎ FAX 26-5899  
番、Eメール: bunkazai@mx.hikone.ed.jp

## 第8回 彦根市環境審議会を 開催します

彦根市環境審議会は、彦根市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境保全と創出に關し基本的事項を調査審議する機関です。

今回の審議会においては、彦根市の環境の現状と課題について見直し、取り組むべき目標ごとの具体的な行動について審議される予定です。

会議は公開され、傍聴することができず、傍聴を希望する人は、審議会開催日の午前中までに困生活環境課に申し込んでください。ただし、先着5人までとします。

日時 12月22日(火)  
午後3時から  
場所 市役所3階 31会議室  
問い合わせ先 困生活環境課 ☎30-6116番  
FAX 27-03905番